

平成25年(ワ)第1356、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

## 準備書面

2015年(平成27)年10月30日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	服部弘昭
弁護士	李博盛
弁護士	後藤富和
弁護士	中原昌孝
弁護士	安元隆治
弁護士	江上裕之
弁護士	川上武志
弁護士	祖父江弘美
弁護士	金敏寛
弁護士	池上遊
弁護士	服部貴明
弁護士	柴田裕之
弁護士	石井衆介
弁護士	清田美喜
弁護士	朴憲浩

他49名

## 第1 はじめに

本書面では、規則八号削除が無償化法の委任の範囲を逸脱しているとの原告らの主張に関する被告国の第1、第2準備書面に対する反論を行うとともに、この点についての原告らの主張を補充して述べる。

## 第2 被告国への反論

### 1 八号削除に関する被告国の裁量権について

被告は、就学支援金支給の対象学校となる各種学校の判断基準について、無償化法が省令に委任した趣旨は、どのような各種学校を高等学校の課程に類する課程を置くものとして就学支援金支給の対象学校とするのが相当であるかを定めるに当たっては、その基準や評価方法等について専門的、技術的な検討を要するため、その判断を専門的、技術的検討をすることができる大臣に委任し、それを省令で定めることとする点にあるとした上で、大臣の専門的・技術的な観点からの裁量権が認められていると主張している(被告第1準備書面45頁)。

しかし、本件省令改正について一定の裁量が認められるとしても、法令の目的や趣旨に反する、あるいは、裁量権行使の過程に重大な過誤がある場合には、法による委任の範囲を逸脱・濫用したものと看做されるを得ない。その場合、当該省令改正が違法となるのは当然である。

### 2 八号を削除すること自体が許されないこと

無償化法は、中等教育全般について無償教育の漸進的実現を目指す法である。そのため、国内に存在するあらゆる外国人学校について、少なくとも無償化制度の対象となるか否かの審査可能性は残置させておく必要がある。そのため、イ号、ロ号に該当しない外国人学校について、審査可能性を残す八号は無償化法の本質的要請である。

そのような八号を削除することは、無償化制度の審査を受けられない外国人学校の存在を許容するものであり、無償化法に明らかに反する。

そのため、その理由のいかんを問わず、八号を削除すること自体、文科大臣

に与えられた裁量を逸脱しており、違法である。

3 被告が主張する八号削除の理由について（被告第1準備書面45頁以下）

はじめに

被告は、規則八号を削除した理由について、朝鮮高校については、強制的に立入調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかになり、当時明らかになっていた事実関係をもとに規程13条に適合すると認めるに至らないと判断され、他方、他に八号による指定を求める外国人学校がなく、八号を存続させる必要がないことから、八号を削除する改正をしたと主張している（被告第1準備書面・46頁）。

以下、上記、についてそれぞれ反論する。については、準備書面(5)で詳述した通りである。

八号削除の理由に対する反論

ア 強制的に立ち入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、審査に限界があったという理由について

そもそも無償化法は、被告が主張するような強制的な調査権限を文部科学大臣に与えていない。強制的な調査権限を与えていない以上、無償化法は文科大臣が強制的な調査権限を行使して審査を行うことを予定していないという他ない（朝鮮学校以外の外国人学校に関する八号該当性判断においては、当然、強制的な調査権限は用いられていない）。

結局、強制的な調査権限などではなく、任意の調査により得られた資料等をもとに判断することが無償化法の要請である。このことは、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（甲11）の「審査体制・手続等について」の項（15頁）においても、原則書面審査とされており、強制的な調査権限は全く予定されていないことから明らかである。

被告の主張は、上位の法律が想定していない強制調査権限がないことを理由として、下位の省令改正を正当化しようとするもので、法律論として成立していない。

イ 他に指定を求める外国人学校がなく存続させる必要がないという理由について

被告は、八号で指摘すべき外国人学校が存在しなくなったと主張するが、このような主張は今後も国内に朝鮮高校が存在し続ける事実、今後新たに八号による指定申請を求める外国人学校が設立される可能性、朝鮮高校が再び八号に基づき申請する可能性を完全に無視したものである。被告の主張は、朝鮮高校や、将来現れるかもしれない八号該当性が問題となる外国人学校に所属する生徒一切について、就学支援金の支給可能性を完全に絶つことを容認するものである。このような帰結は、社会的マイノリティーに関しては中等教育の漸進的無償化という国際的な要請に反し、無償化法にも明らかに反する（無償化法はあらゆる外国人学校について審査を想定している）。

#### 4 被告の反論に対する再反論

被告は、朝鮮高校について、1条校になることや規則口号に基づく指定を受けることで就学支援金の支給対象となることができると主張している（被告第2準備書面・33頁）。

しかし、1条校になる場合、文科省の定める学習指導要領の順守が求められる。そうすると、朝鮮民族としての民族教育を行なう朝鮮高校の教育目的を達成することができない。1条校になれば良いという主張は、国際的にも当然に重要視されている民族教育の意義を全く理解しようとしめない姿勢と言わざるを得ない。

また、口号に基づく指定を受けるにしても、現存する学校評価機関は欧米系の評価機関のみである。欧米系以外の外国人学校を教育機関として正しく

評価しうる評価機関は現在、存在しない。口号での指定を求めることは、現実を無視した主張である。

さらに、仮に1条校として認可を受けるにせよ、口号に基づく指定を受けるにせよ、その認可や指定を受けるまで、当該外国人学校に所属する原告ら生徒の権利侵害は継続する。被告の主張は、この点でも原告らの権利侵害の事実、無償化法の理念とは異なる現実を生じさせていることの自覚が欠落しているという他ない。

被告は、省令改正の理由について、恣意的なものでも外交上の理由でもないと主張しているが、この点については、準備書面 で詳述している通りであり、事実に反する。

被告は、A規約の留保撤回は背景事情の一つにすぎず、無償化法は、A規約の効力を国内で直接発生させるべく制定された法律ではないと主張している（被告第2準備書面・33頁）。

しかし、A規約の留保撤回の要請から無償化法が制定されたのは明らかである。無償化法制定後、被告は現に留保撤回を行い、A規約の実現を国際的に宣言したという経過がある。そして、無償化法の制定及び留保撤回により就学支援金の受給権は具体的権利となっている。本件省令改正が無償化法の趣旨や目的に違反しているのは前述のとおりであり、生徒等の具体的権利を侵害している以上、裁量権の逸脱・濫用となるのは当然である。

被告は、本件不指定処分については、本件規程13条に「適合すると認めるに至らなかった」と主張しているのであって、「基準を満たさない」という表現を使用しておらず、異なった説明をしているものではない、と主張している（被告第2準備書面・34頁）。

しかし、被告の上記主張は、原告ら準備書面 の第4の3 に対する反論と理解されるところ、被告は、原告らの主張を誤解している。

原告らが主張しているのは、本件不指定処分が本件規程13条に適合しな

いとする理由について、八号削除の場面では審査に限界があることを挙げて  
いるのに、本件不指定処分の場面では、審査の限界には触れずに、文書照会  
への朝鮮高校側の回答結果や報道、公安調査庁の報告等から明らかとなった  
事実関係を前提に、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権が弁  
済されないことが懸念されたためとしている（結局、審査をしている）とい  
う理由の不整合についてである。

原告らの主張は、審査に限界があるというマジックワードについて、規程  
13条適合性の場面、規則八号削除の場面で被告の説明が整合していないこ  
とを問題にしている。被告の上記主張は、原告の主張を正しく理解していな  
いもので、理由がない。

また、被告は、意見公募手続の結果に記載されている考え方は、本件不指  
定処分又は本件省令改正自体の理由を示したものではない、と主張する（被  
告第2準備書面・39頁）。

これはパブリックコメントにおける被告の見解は改正理由とは無関係とい  
う主張とも考えられ、到底理解できない。そもそも、現実の省令改正の理由  
と無関係に被告が見解を公に示す合理的理由はない。パブリックコメントで  
示された被告の見解こそ、被告の本心である。そもそも、被告の主張は、自  
身の行なった意見公募手続そのものを軽視していると思われ、到底理解でき  
る見解ではない。

### 第3 被告からは八号削除の必要性が全く示されていないこと

- 1 これまでの被告の主張から明らかになったとおり、被告は、八号削除の理由  
について、 朝鮮高校に対しては、強制的に立入調査を実施して書類を押収す  
るなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが  
明らかになり、 当時明らかになっていた事実関係をもとに規程13条に適合  
すると認めるに至らないと判断され、他方、 その他に八号による指定を求め  
る外国人学校がなく、八号を存続させる必要がないことしか挙げていない。

2 しかし、無償化法の趣旨・目的は、教育の機会均等の確保にあるところ、朝鮮高校に通う子どもらが無償教育を受ける権利を与えられないことによって、教育の機会均等が確保できなくなるという事態となることを考慮してもなお、それを上回る必要性があるかどうかも裁量権行使にとって重要な考慮要素となるというべきである。

にもかかわらず、本件省令改正の際、被告がこの点に配慮した形跡はまったくなく、第2で述べたような原告らの教育を受ける権利を無視するような主張をくり返している。朝鮮高校に通う子どもたちの切り捨てである。それを正当化するだけの具体的な事情がどこにあるのか、被告は全く明らかにできていない。

したがって、要は、被告は原告ら就学支援金支給の可能性一切を閉ざす規則八号削除という本件省令改正をさしたる具体的な必要性も示さないまま強行したものであり、この点からも無償化法による委任の範囲を逸脱・濫用した違法な裁量権行使であるのは明らかである。

以上